

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月17日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	箕面市 27220
地域名 (地域内農業集落名)	西宿地区 (西宿)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	3.47 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	3.10 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.37 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.21 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> 西宿地区は箕面市の市街地の中心部に位置し、国道171号と国道423号の交差する交通の要衝として利便性の高い地域に隣接しており、令和6年3月に延伸された北大阪急行線の東部に広がる農地帯である。 田、畑がまとまって多数存在しているととも、地区内には『芋川』が流れている等恵まれた自然資源を有する地区である。 地区の農地は現在概ね良好に耕作されており、露地野菜を中心に栽培されている。 地区の農業者の約7割が70歳以上と高齢化が進んでおり、当面の耕作は継続する意向であるが長期的には事業承継や新たな農地の受け手の確保が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き保全に力を入れ、水稻栽培及び露地野菜等の耕作を継続していく。 露地野菜を中心に栽培されているが、一部の担い手により農業用ハウスでの耕作がされており、今後複数の担い手で農業用ハウスでの栽培が予測される。効率的な農作業の実現に向けて、地権者や地域の理解を得ながら、天候や害虫の影響を受けにくく、年間を通して農作物を安定して栽培することが可能なハウス栽培も検討していく。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者や認定新規就農者等の担い手に優先的に農地中間管理機構(大阪府みどり公社)を活用して集積を行うとともに、これらを目指す者の受け入れを促進する。 営農継続や耕作が困難になった農地については、遊休農地化しない取り組みとして箕面市農業公社をはじめ認定農業者や認定新規就農者等へ貸し出しを申し出ただけのよう取り組んでいく。 			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10.5 %	将来の目標とする集積率	42 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者や認定新規就農者等の担い手への集積を進めつつ、農地の貸借が発生した際は可能な限り耕作者の耕作農地が近くでまとまるよう配慮し、規模拡大を促進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
主に認定農業者や新規就農者の栽培面積の拡大を促進し、農地中間管理機構(大阪府みどり公社)を通じて担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
集積にあたっては、農地中間管理機構(大阪府みどり公社)を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
農地の活用について、随時整備が必要な箇所を精査し、農作業効率の向上や生産力の維持を図っていく。農地、水路の維持管理には費用がかかることから国等の事業への要望も視野に入れつつ、必要に応じて修繕・改修等を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・可能な限り現在の担い手による耕作継続に努める。 ・箕面市農業公社と連携し、同公社が借り受けた農地を研修用の農場として活用することにより、学校給食への提供など地産地消につながる多様な担い手の確保・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区農業者の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	A	野菜	0.13 ha	— ha	野菜	0.13 ha	— ha	130-A	
利用者	B	野菜	0.11 ha	— ha	野菜	0.11 ha	— ha	130-B	
利用者	C	果樹	0.15 ha	— ha	果樹	0.15 ha	— ha	130-C	
認農	あ	野菜	0 ha	— ha	野菜	0 ha	— ha	未定	
認就	い	野菜	0 ha	— ha	野菜	0 ha	— ha	未定	
認就	う	野菜	0 ha	— ha	野菜	0 ha	— ha	未定	
利用者	え	野菜	0 ha	— ha	野菜	0 ha	— ha	未定	
利用者	お	野菜	0 ha	— ha	野菜	0 ha	— ha	未定	
利用者	か	野菜	0 ha	— ha	野菜	0 ha	— ha	未定	
利用者	き	野菜	0 ha	— ha	野菜	0 ha	— ha	未定	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		0.39 ha	0 ha		0.39 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。